

神奈川県警察けん銃使用及び取扱細則

(昭和 37 年 10 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 21 号)

改正 昭和 42 年 3 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 4 号	昭和 43 年 3 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 5 号	昭和 44 年 3 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 4 号
昭和 46 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 10 号	昭和 46 年 5 月 21 日神奈川県警察本部訓令第 16 号	昭和 46 年 6 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 18 号
昭和 47 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 6 号	昭和 48 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 6 号	昭和 51 年 12 月 9 日神奈川県警察本部訓令第 8 号
昭和 52 年 9 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 8 号	昭和 53 年 3 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 7 号	昭和 53 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 8 号(題名改正)
昭和 54 年 2 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 4 号	昭和 55 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 6 号	昭和 56 年 9 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 18 号
昭和 57 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 5 号	昭和 58 年 3 月 5 日神奈川県警察本部訓令第 5 号	昭和 62 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 6 号
昭和 63 年 3 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 5 号	平成元年 3 月 22 日神奈川県警察本部訓令第 5 号	平成 4 年 7 月 8 日神奈川県警察本部訓令第 30 号
平成 4 年 10 月 6 日神奈川県警察本部訓令第 33 号	平成 6 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 9 号	平成 6 年 11 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 25 号
平成 7 年 6 月 16 日神奈川県警察本部訓令第 11 号	平成 8 年 3 月 13 日神奈川県警察本部訓令第 2 号	平成 14 年 5 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 15 号(題名改正)
平成 19 年 5 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 14 号	平成 20 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 8 号	平成 23 年 3 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 5 号
平成 27 年 6 月 18 日神奈川県警察本部訓令第 15 号	平成 28 年 4 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 12 号	平成 29 年 9 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 24 号
平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号		

神奈川県警察けん銃警棒等使用および取扱い細則を次のように定める。

神奈川県警察けん銃使用及び取扱細則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 使用等(第 3 条 - 第 8 条)
- 第 3 章 携帯及び装てん(第 9 条 - 第 11 条)
- 第 4 章 訓練(第 12 条・第 13 条)
- 第 5 章 保管(第 14 条 - 第 33 条)
- 第 6 章 手入れ(第 34 条 - 第 37 条)

第7章 雑則(第38条 - 第43条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 神奈川県警察官のけん銃の使用及び取扱いについては、警察官等けん銃使用及び取扱い規範(昭和37年国家公安委員会規則第7号。以下「規範」という。)によるほか、この訓令の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 所属 神奈川県警察本部(以下「警察本部」という。)各部の分課及び附置機関、市警察部、相模方面本部(以下「方面本部」という。)、サイバーセキュリティ対策本部、神奈川県警察学校(以下「警察学校」という。)並びに警察署をいう。

(2) 所属長 前号に規定する所属の長をいう。

第2章 使用等

(あらかじめけん銃を取り出しておく場合)

第3条 規範第4条の規定によりあらかじめけん銃を取り出しておく場合には、見せびらかす等相手を挑発する言動は慎むとともに、けん銃を右腰につけ、銃口を斜前下方に向けるものとし、この場合次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 回転式けん銃にあつては撃鉄を起こさず、自動式けん銃にあつては所属長が特に指示したときを除き薬室にたまを装てんしないこと。

(2) 用心がねの中に指を入れないこと。

(けん銃の構え方)

第4条 規範第5条の規定によりけん銃を構える場合は、相手の人数、凶器の有無及び種類、犯罪の態様その他の事情のほか、けん銃の構えによつて相手に与える畏(い)怖の程度を勘案した上で、腰に構える、体の前に構える、相手に突きつける等適切な構え方をしなければならない。

(車両に対する使用)

第5条 犯人の逃走の用に供する車両等に対し、威かく射撃等をするときは、次の事項に留意しなければならない。

(1) 相手又は相手以外の第三者に対し、直接又は跳弾により危害等を及ぼすことがないように注意すること。

(2) 相手が乗車している車両等に向けて撃つ場合で、相手に危害を及ぼすおそれがあるときは、規範第8条の「相手に向けてけん銃を撃つ場合」に該当するので、同条の規定によること。

(相手に向けてけん銃を撃つことができる場合)

第6条 規範第8条第1項の規定により相手に向けてけん銃を撃つ場合は、けん銃使用の必要性、法益の均衡、反撃行為の態様等総合的に勘案して他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由がなければならない。

(複数により行動する場合)

第7条 規範第9条第2項の規定により複数の警察官が共同で職務を遂行する場合において役割分担を行うときは、階級、けん銃の使用の判断能力、射撃能力、現場経験、装備品の有無等を勘案して決めなければならない。

2 前項の役割分担をした場合であつても、現場の状況は常に変化することから、当初の役割分担にとらわれ、射撃を率先して行う者以外の者がけん銃の使用をためらうようなことのないよう留意しなければならない。

(必要な指示)

第7条の2 規範第9条第3項の規定により警察官をその現場に向かわせる所属長、当直主任(神奈川県警察処務規程(昭和44年神奈川県警察本部訓令第3号。以下「処務規程」という。)に定める当直主任をいう。以下同じ。)、地域部通信指令課通信指令官等は、けん銃の使用に係る役割分担のほか、受傷事故防止等のためのけん銃及び装備品の携行、現場における適切な役割分担の設定等の必要な指示を行うものとする。

(けん銃の使用に伴う報告)

第8条 所属長は、規範第10条第1項の規定による報告を受けたときは、次の事項を処務規程第63条に基づき警察本部長(以下「本部長」という。)に速報した後、けん銃使用、盲発報告書(第1号様式)により本部長(総務部装備課長(以下「装備課長」という。)経由)に報告しなければならない。

(1) 使用の日時及び場所

(2) 使用者の所属、官職及び氏名

(3) 危害の内容及び程度

(4) 使用の理由及び状況

(5) 事案に対する処置

(6) その他参考事項(使用したけん銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号を含む。)

2 規範第10条第2項の規定による部隊指揮官の行う報告は、所属長に対して行うほか、その所属部隊の現場の最高指揮官に対して行うものとする。

3 前項の報告を受けた所属長及び現場の最高指揮官は、第1項に準じて報告しなければならない。

4 規範第9条ただし書の規定による警察官がけん銃を撃つたとき(盲発したときを含む。)の報告は、前2項の規定に準じて行うものとする。

5 警察官がけん銃を構えた場合の報告は、規範第10条第1項から第3項及び第1項から第3項までの規定を準用する。

第3章 携帯及び装てん

(看守勤務者のけん銃の携帯)

第9条 所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、看守勤務者にけん銃を携帯させるものとする。

- (1) 内乱、騒乱等の場合において被留置者を奪還されるおそれがあるとき。
- (2) 災害の発生した場合等において被留置者を護送避難させるとき。
- (3) その他所属長が必要と認めたとき。

(勤務中けん銃を携帯させないことができる場合)

第10条 所属長は、次に掲げる場合は、けん銃を携帯させないことができる。

- (1) 遭難者等の救助に従事するとき。
- (2) 自動車を運転する場合で必要がないと認めたとき。
- (3) 海水浴場等の取締りに従事するとき。
- (4) 広報活動に従事するとき。
- (5) その他所属長がけん銃を携帯することが不適當であると認めたとき。

(たまの装てん数及び予備だま携行の指示)

第11条 所属長は、必要がある場合には、たまの装てん数を指示できるものとする。

2 所属長は、次の各号の一に該当する場合は、予備だまを携行させることができる。

- (1) 内乱、騒乱の鎮圧、大規模な犯人の検挙等の場合でけん銃の使用が予想されるとき。
- (2) その他所属長が必要と認めたとき。

第4章 訓練

(訓練責任者)

第12条 規範第16条第1項の訓練の実施責任者(以下「訓練責任者」という。)は、所属長をもつて充てる。

- 2 訓練責任者は、所属におけるけん銃訓練を安全かつ確実に行うように努めるものとする。
- 3 訓練責任者は、けん銃訓練場所として、あらかじめ安全な場所を指定しておくものとする。
- 4 訓練責任者は、本部長が定めるけん銃訓練実施計画に基づく訓練が効果的に実施されるよう配意するものとする。

(訓練の実施)

第13条 訓練の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 保管

(管理責任者)

第 14 条 規範第 17 条第 1 項のけん銃等(けん銃、たま及びこれらの付属品をいう。以下同じ。)の管理責任者は、所属長(警察官以外の職員である場合は、当該所属の警視の階級にある警察官)をもつて充てる。

(取扱責任者)

第 15 条 規範第 18 条第 1 項のけん銃等の取扱責任者は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる職にある者が警察官以外の者である場合は、管理責任者が所属の警察官の中から別に指定する者とする。

- (1) 本部の所属 課長代理、室長代理、副隊長又は次長
- (2) 市警察部 副部長
- (3) 方面本部及びサイバーセキュリティ対策本部 副本部長
- (4) 警察学校 副校長及び第二教養部長
- (5) 警察署 副署長

(取扱代理者及び代行者)

第 16 条 所属長は、所属の警察官の中から取扱責任者の代理者(以下「取扱代理者」という。)を指定するものとする。

- 2 取扱代理者は、取扱責任者の事務を補助するとともに、取扱責任者が不在のとき又は事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 取扱責任者及び取扱代理者が共に不在のとき又は事故があるときは、当直主任又は所属長の指定した者が取扱責任者に代わつてその職務を行うものとする。

(けん銃等の貸与)

第 17 条 所属長は、新たにけん銃等の貸与を必要とする警察官があるときは、けん銃等貸与申請書(第 2 号様式)により装備課長に申請しなければならない。

- 2 申請を受理した装備課長は、所属長を通じて前項の申請に係る警察官にけん銃等を貸与するものとする。
- 3 前項に規定する貸与に当たっては、予備のけん銃等を貸与する場合は装備課長が、所属管理のけん銃等を貸与する場合は所属長が、それぞれ神奈川県警察職員情報総合管理システム運用規程(平成 20 年神奈川県警察本部訓令第 6 号)に定める神奈川県警察職員情報総合管理システム(以下「システム」という。)に必要な項目を入力するものとする。

(命令保管)

第 18 条 管理責任者は、規範第 18 条第 2 項に規定する場合及び警察官が旅行、外泊、災害その他特別の事情によりけん銃等の携帯を必要としない場合は、取扱責任者にけん銃等の保管を命じなければならない。

(依頼保管)

第 19 条 警察官は、けん銃等を携帯しない場合は、取扱責任者にけん銃等の保管を依頼しなければならない。ただし、警察署から遠隔の地に所在する交番その他の派出所又は駐在所に勤務する地域警察官又は特別の理由があつて所属長の認める者については、この限りでない。

(けん銃等の返納)

第 20 条 管理責任者は、規範第 20 条の規定によりけん銃等の返納を受けたときは、速やかにシステムに入力し、けん銃入れ及びけん銃貸与カードと共にけん銃等返納報告書(第 2 号様式の 2)により装備課長に返納するものとする。

2 装備課長は、前項のけん銃等を受領したときは、システムに入力するものとする。

(けん銃等保管引継簿)

第 21 条 取扱責任者(第 28 条に規定する集中保管を委託している所属の取扱責任者を除く。以下次条及び第 27 条において同じ。)は、第 18 条及び第 19 条の規定によりけん銃等を保管するときは、けん銃等保管引継簿(第 3 号様式)、けん銃等管理表(第 4 号様式)及びけん銃等受払簿(第 5 号様式)によりその保管状況を明らかにしておかなければならない。ただし、一時保管するときは、整理番号札により保管することができる。

2 けん銃等管理表は、その内容に変更が生じた都度システムにより作成し、けん銃等保管引継簿に編冊するものとする。

(保管の方法)

第 22 条 取扱責任者は、格納庫の位置を、保管に最も安全で、かつ、所属勤務員が常時看視できる位置に選定しなければならない。

2 取扱責任者は、けん銃等を保管する場合は、おおむね次の要領によるものとする。

(1) けん銃は、保管依頼者名を明らかにするとともに、保管番号を記した整理番号札を装着し、たまを装てんしたままけん銃入れに納めて格納すること。

(2) 予備だまは、盗難、紛失等のおそれのないよう自ら保管し、けん銃等の出納に支障のないようにすること。

(3) 取扱責任者及び取扱代理者が交代するときは、保管中のけん銃等とけん銃等保管引継簿、けん銃等管理表及びけん銃受払簿を照合して格納庫のかぎと共に確実に引き継ぐこと。

3 分駐所を持つ所属長は、けん銃等の盗難防止に適する設備が施されている場合にあつては、当該分駐所等に勤務する警察官のけん銃等を分駐所の設備に保管させることができる。この場合において所属長は、分駐所ごとに取扱代行者(第 16 条第 3 項の当直主任又は所属長が指定した者をいう。)を指定するものとする。

4 所属長は、前項の規定によりけん銃等を分駐所の設備に保管させる場合は、当該分駐所の取扱代行者に第 2 項第 1 号及び第 3 号の要領により保管させるものとし、併せて分駐所の勤務交代時及び昼間勤務の終了時に取扱責任者へけん銃等の保管状況を報告させるものとする。

- 5 所属長は、捜査等特段の事情のある場合で、所属の警察官のけん銃等を所属(第 28 条に規定する集中保管を委託している所属にあつては総務部装備課(以下「装備課」という。)をいう。)に保管することが困難であると認めるときは、けん銃等保管委託申請書(第 6 号様式)により、他の所属長に保管を委託することができる。この場合において、保管を委託した所属長は、委託先の保管番号をシステムに入力するものとする。
- 6 前項の規定により、保管を委託された所属長は、当該けん銃等の保管の責に任ずる。
(個人保管)

第 23 条 けん銃等を個人で保管するときは、次に掲げる要領によらなければならない。

- (1) 勤務場所においては、所属長の定めるところにより完全に保管すること。
- (2) 自宅においては、所属長の指示するところにより個人保管庫に完全に保管すること。

(個人保管庫)

第 24 条 所属長は、個人保管庫の装着及び使用状況を常に調査し、けん銃等の盗難防止に努めなければならない。

- 2 所属長は、新たに個人保管庫を備え付けるときは、個人保管庫装着の位置、方法等について実地に指導するとともに、幹部をして装着状況を確認させなければならない。
(けん銃等の貸与替え)

第 25 条 所属長は、けん銃等の貸与替えを行うときは、システムを入力し、けん銃等貸与替申請書(第 6 号様式の 2)により装備課長に申請し、その承認を受けるものとする。
(配置換えの場合の措置)

第 26 条 警察官の配置換えによるけん銃等の貸与及び返納は、次によるものとする。

- (1) 警察官は、他の所属に配置換えになつたときは、貸与されているけん銃等を管理責任者に返納し、携行しないものとする。
- (2) 管理責任者は、前号の規定によりけん銃等の返納を受けたときは、第 20 条の規定を準用するものとする。
- (3) 所属長は、他の所属から配置換えになつた警察官については、第 17 条の規定を準用するものとする。

(けん銃等出納簿)

第 27 条 取扱責任者は、けん銃等出納簿(第 7 号様式)を備え、けん銃等の移動の都度整理して出納状況を明らかにするものとする。

(けん銃等の集中保管)

第 28 条 装備課長は、別に定めるところにより、本部各部の分課、市警察部、方面本部に保管するけん銃等を集中保管することができる。

- 2 前項の規定により、保管を委託した所属長は、保管の責を免れるものとする。
(取扱責任者の事務引継)

第 29 条 所属長(第 28 条に規定する集中保管を委託している所属長を除く。以下第 33 条第 2 項及び第 36 条において同じ。)は、取扱責任者に変更があつたときは、前任者及び後任者をして保管中のけん銃等とけん銃等保管引継簿、けん銃等管理表及びけん銃受払簿を照合させ、けん銃貸与カード及び格納庫のかぎと共に確実に引き継がせなければならない。

(亡失損傷報告)

第 30 条 管理責任者は、規範第 23 条第 1 項の規定による報告を受けたときは、次の事項を処務規程第 63 条に基づき本部長(装備課長経由)に速報した後、けん銃等亡失、損傷報告書(第 8 号様式)により速やかに本部長(装備課長経由)に報告しなければならない。ただし、軽微な損傷については、第 39 条に規定する修理申請により報告に代えることができる。

- (1) 日時及び場所
- (2) 事故者の所属、官職及び氏名
- (3) 事故けん銃等の名称、型式、口径、銃身長、番号等
- (4) 事故の状況
- (5) 事故に対する処置等

(亡失の場合の手配)

第 31 条 所属長は、けん銃等の盗難、遺失、紛失等の事故が発生したときは、前条各号に準じて速やかに各警察署長に手配しなければならない。

(発見報告)

第 32 条 所属長は、警察官の亡失したけん銃等を発見したときは、次の事項を本部長(装備課長経由)に速報した後、速やかに亡失けん銃等発見報告書(第 9 号様式)により書面報告するとともに、発見した旨を前条の規定により手配した各警察署長に通報しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 発見されたけん銃等の名称、型式、口径、銃身長、番号等
- (3) 発見の状況

(試射弾丸及び試射薬きょうの登録)

第 33 条 装備課長は、新たにけん銃の供用又は管理換えを受けたとき、銃身、撃針、遊底、抽(ちゆう)筒(とう)子(し)(排きよう子)及び蹴(しゆう)子(し)を取り替えたとき並びに登録後の発射弾数が 1,500 発を超えたときは、試射を行い、試射弾丸及び試射薬きょうを神奈川県警察科学捜査研究所長に送付するとともに、その内容をシステムに入力するものとする。

第 6 章 手入れ

(普通手入れ)

第 34 条 所属長は、所属の警察官がけん銃の普通手入れを行う場所として、あらかじめ最も安全な場所を指定しておかなければならない。

2 所属長は、けん銃の普通手入れの時間を定め、取扱責任者若しくは取扱代理者又は幹部立会いの上で行わせなければならない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 普通手入れは、たまを抜き出した後に行わなければならない。

(精密手入れ)

第 35 条 管理責任者は、装備課長の定める計画に基づき、毎年 1 回以上けん銃の一斉精密手入れを実施し、その結果をシステムに入力するものとする。

2 管理責任者は、規範第 28 条第 2 項の規定による精密手入れを行う必要がある場合において、所属の職員の中に精密手入れ技能者がいないときは、装備課長に精密手入れ技能者の派遣を要請するか、又はけん銃精密手入れ申請書(第 10 号様式)により現品を添えて精密手入れの申請をしなければならない。

(検査)

第 36 条 管理責任者は、毎月 1 回以上けん銃等及びけん銃入れの状況を検査しなければならない。ただし、第 28 条の規定により装備課長に集中保管を依頼している所属の管理責任者にあつては、この限りでない。

(修理申請)

第 37 条 管理責任者は、修理を要するけん銃があると認めるときは、けん銃修理申請書(第 11 号様式)により現品を添えて装備課長に修理の申請をしなければならない。

2 装備課長は、前項の修理申請を受けたときは、警察庁に修理を申請し、システムに入力するものとする。ただし、装備課において修理可能なものについては、この限りでない。

3 装備課長は、第 33 条第 2 項に規定された部品を交換したとき及び前項による警察庁の修理が完了したときは、システムに入力し、速やかに交換した部品名、修理箇所その他必要な事項を管理責任者に通報するものとする。

4 管理責任者は、前項の通報に基づき、速やかにけん銃貸与カードに記録しなければならない。

5 装備課長は、修理不能等のため警察庁に管理換えを行うときは、システムに入力するものとする。

第 7 章 雑則

(所属長の行う教養)

第 38 条 所属長は、けん銃の使用及び取扱いの適正を期するために武器使用の法的根拠、要件、限界、判断基準等について教養を実施しなければならない。

(事故防止)

第 39 条 警察官は、常に適正かつ的確にけん銃を使用し、又は取り扱うことにより、けん銃の使用及び取扱いに係る事故の防止に万全を期さなければならない。

2 巡査部長以上の階級にある警察官は、常にけん銃の使用及び取扱いについて指導監督を行い、事故の防止に努めなければならない。

(射撃訓練用弾薬交付申請)

第 40 条 射撃訓練のため、弾を必要とするときは、射撃訓練用弾薬交付申請書(第 12 号様式)により装備課長に交付の申請をしなければならない。

(発射弾数の登録)

第 41 条 管理責任者は、執行実包又は訓練実包を発射したときは、システムに入力するものとする。

(撃ちがら薬きょうの処理)

第 42 条 けん銃の使用又は盲発による撃ちがら薬きょうは、撃ちがら薬きょう送付書(第 13 号様式)を添えて装備課長に送付しなければならない。

2 装備課長は、撃ちがら薬きょう出納簿(第 14 号様式)を備え、その出納を明らかにしておかななければならない。

(けん銃入れの交換申請)

第 43 条 けん銃入れの修理交換は、けん銃入れ交換申請書(第 15 号様式)に現品を添えて装備課長に申請しなければならない。

附 則

1 この訓令は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

2 神奈川県警察けん銃使用及び取扱細則(昭和 35 年神奈川県警察本部訓令第 18 号)は、廃止する。

附 則(昭和 42 年 3 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 42 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(昭和 43 年 3 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 44 年 3 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 46 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 10 号)

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年5月21日神奈川県警察本部訓令第16号)

この訓令は、昭和46年5月21日から施行する。

附 則(昭和46年6月1日神奈川県警察本部訓令第18号)

この訓令は、昭和46年6月1日から施行する。

附 則(昭和47年4月1日神奈川県警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年4月1日神奈川県警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年12月9日神奈川県警察本部訓令第8号)抄

1 この訓令は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則(昭和52年9月30日神奈川県警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月24日神奈川県警察本部訓令第7号)抄

1 この訓令は、昭和53年3月24日から施行する。〔後略〕

附 則(昭和53年3月30日神奈川県警察本部訓令第8号)

1 この訓令は、昭和53年5月1日から施行する。

2 神奈川県警察処務規程(昭和44年神奈川県警察本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第42条第2項中第10条を第12号とし、第3号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) けん銃被貸与者名簿
- (4) けん銃受払簿

附 則(昭和 54 年 2 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 4 号)抄

- 1 この訓令は、昭和 54 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)抄

- 1 この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 9 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 18 号)

この訓令は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 5 日神奈川県警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 58 年 3 月 5 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)

この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 5 号)抄

- 1 この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。〔後略〕

附 則(平成元年 3 月 22 日神奈川県警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行し、平成元年 1 月 8 日から適用する。

附 則(平成 4 年 7 月 8 日神奈川県警察本部訓令第 30 号)

この訓令は、平成 4 年 7 月 8 日から施行する。

附 則(平成 4 年 10 月 6 日神奈川県警察本部訓令第 33 号)

この訓令は、平成 4 年 10 月 8 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 11 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 25 号)

- 1 この訓令は、平成 6 年 11 月 6 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 7 年 6 月 16 日神奈川県警察本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 13 日神奈川県警察本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 8 年 3 月 18 日から施行する。

附 則(平成 14 年 5 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 15 号)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 19 年 5 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 18 日神奈川県警察本部訓令第 15 号)

この訓令は、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 24 号)

この訓令は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 8 条関係)

けん銃使用、盲発報告書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 17 条関係)

けん銃等貸与申請書

[別紙参照]

第 2 号様式の 2(第 20 条関係)

けん銃等返納報告書

[別紙参照]

第 3 号様式(第 21 条関係)

けん銃等保管引継簿

[別紙参照]

第 4 号様式(第 21 条関係)

けん銃等管理表

[別紙参照]

第 5 号様式(第 21 条関係)

けん銃等受払簿
[別紙参照]

第6号様式(第22条関係)

けん銃等保管委託申請書
[別紙参照]

第6号様式の2(第25条関係)

けん銃等貸与替申請書
[別紙参照]

第7号様式(第27条関係)

けん銃等出納簿
[別紙参照]

第8号様式(第30条関係)

けん銃等亡失、損傷報告書
[別紙参照]

第9号様式(第32条関係)

亡失けん銃等発見報告書
[別紙参照]

第10号様式(第35条関係)

けん銃精密手入れ申請書
[別紙参照]

第11号様式(第37条関係)

けん銃修理申請書
[別紙参照]

第12号様式(第40条関係)

射撃訓練用弾薬交付申請書
[別紙参照]

第 13 号様式(第 42 条関係)

撃ちがら薬きょう送付書
[別紙参照]

第 14 号様式(第 42 条関係)

撃ちがら薬きょう出納簿
[別紙参照]

第 15 号様式(第 43 条関係)

けん銃入れ交換申請書
[別紙参照]